◇**公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第三四五号）（デジタル庁）

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和四年一月一日とすることとした。

◇**騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部を改正する政令**（政令第三四六号）（環境省）

一　騒音規制法施行令の一部改正関係

空気圧縮機のうち、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定する機器を特定施設から除外することとした。（別表第一関係）

二　振動規制法施行令の一部改正関係

圧縮機のうち、一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定する機器を特定施設から除外することとした。（別表第一関係）

三　施行期日

この政令は、令和四年一二月一日から施行することとした。

◇**建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第三四七号）（厚生労働省）

1　建築物環境衛生管理基準の内容について、居室における空気中の一酸化炭素の含有率の基準を一〇〇万分の六以下に改めるとともに、温度の基準を一八度以上二八度以下に改めることとした。（本則関係）

2　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇**児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第三四八号）（厚生労働省）

一　児童扶養手当法施行令の一部改正（第一条関係）

1　児童扶養手当の支給要件に該当する児童の障害の状態等のうち、視覚障害に関するものを次のとおりとすることとした。

㈠　両眼の視力がそれぞれ〇・〇七以下のもの

㈡　一眼の視力が〇・〇八、他眼の視力が手動弁以下のもの

㈢　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつⅠ／二視標による両眼中心視野角度が五六度以下のもの

㈣　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの

2　児童扶養手当の支給要件に該当する父母の障害の状態のうち、視覚障害に関するものを次のとおりとすることとした。

㈠　両眼の視力がそれぞれ〇・〇三以下のもの

㈡　一眼の視力が〇・〇四、他眼の視力が手動弁以下のもの

㈢　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつⅠ／二視標による両眼中心視野角度が二八度以下のもの

㈣　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が二〇点以下のもの

二　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正（第二条関係）

1　障害児福祉手当の支給要件に該当する障害の状態のうち、両眼の視力に係るものを両眼の視力がそれぞれ〇・〇二以下のものとすることとした。

2　特別障害者手当の支給要件及び障害等級の一級に該当する障害の状態のうち、視覚障害に関するものについて、一の2に準じた改正を行うこととした。

3　障害等級の二級に該当する障害の状態のうち、視覚障害に関するものについて、一の1に準じた改正を行うこととした。

三　施行期日等

1　経過措置

この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）

2　施行期日

この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

法　律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十二月二十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第八十六号

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

議長、副議長及び議員の歳費の月額は、国会法第三十五条の規定にかかわらず、令和四年七月三十一日までの間は、歳費月額に百分の八十を乗じて得た額とする。

附　則

この法律は、令和四年一月一日から施行する。

総務大臣　金子　恭之

内閣総理大臣　岸田　文雄

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十二月二十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第八十七号

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律

（特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の一部改正）

第一条　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「の認定」を「及び特定半導体生産施設整備等に係る計画の認定」に、「第十条」を「第十二条」に、「第十一条―第二十二条」を「第十三条―第二十四条」に、「第二十三条―第二十五条」を「第二十五条―第二十七条」に、「第三節　課税の特例（第二十六条）」を「第三節　課税の特例（第二十六条―第二十八条）　第四節　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務（第二十九条）」に、「第二十七条―第三十三条」を「第三十四条―第三十六条」に、「第三十四条・第三十五条」を「第三十七条・第三十八条」に改める。

第一条中「第二十八条」を「第三十一条」に改め、「行われる」の下に「とともに特定高度情報通信技術活用システムに不可欠な特定半導体が我が国の技術の向上により国内で安定的に生産される」を「計画」の下に「及び特定半導体生産施設整備等に係る計画」を加える。